

## 平成20年度 生徒実習の宿泊施設利用要領

長野県総合教育センター

### 1 趣 旨

この要領は、生徒実習において、長野県総合教育センター（以下「センター」という）の宿泊施設「知新寮」（以下「宿泊施設」という）を利用する際に必要なことがらを規定するものである。

### 2 生徒の宿泊施設利用許可条件

生徒の宿泊施設利用は、2日間以上連続したセンターの生徒実習に参加する学級または集団のうち、学校長からの申請により、その実施内容及び日程から宿泊の必要性が明確である実習（以下「宿泊実習」という）の場合に限り、許可をする。

### 3 宿泊実習の申込み手続き

- (1) 宿泊実習の申込み関係書類は、生徒実習の申込み時に宿泊実習を希望した学校長あてに、生徒実習決定通知とともにセンターから送付する。
- (2) 学校長は、あらかじめ、以下の事項を確認したうえで、宿泊実習を申請する学級または集団について、別紙「生徒実習宿泊施設利用申込書」により、所定の日までに、センター所長あて申し込む。
  - ア 参加する生徒とその保護者が宿泊に関する同意書を学校に提出していること。
  - イ 参加する生徒が傷害保険に加入していること。
  - ウ 健康上などの留意すべき事項が確認できており、対処方法が明らかになっていること。

### 4 宿泊費

宿泊費は、センター所定の宿泊代に準じて徴収する。

なお、上記金額に食事代は含まれない。食事は、センターの食堂を利用することができる。

### 5 宿泊実習の生徒指導

学校の引率責任において、生徒の指導を行うものとする。

### 6 その他

- (1) 宿泊施設の管理を行うために、センターの専門主事または関係する職員（以下「センター職員」という）が宿泊する。
- (2) 詳細については、別途、学校の生徒引率者とセンター職員で打合せを行う。